

福岡都市計画地区計画の決定（福岡市決定）

都市計画中央ふ頭地区地区計画を次のように決定する。

名 称	中央ふ頭地区地区計画
位 置	福岡市博多区沖浜町、石城町及び築港本町の各一部
面 積	約 16.8ha
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>地区計画の目標</p> <p>当地区は、本市の都心に近接した臨海部であり、「海に開かれたアジアの交流拠点都市」を目指す福岡市の都市づくりの一環として、ウォーターフロントを生かした人・物・情報が交流する海の玄関口にふさわしい国際レベルの交流拠点の形成が進められている。</p> <p>このため、展示場・ホテル・会議場等のコンベンション関連施設の立地などにより、交流拠点にふさわしいまちづくりの形成を図るとともに、快適な歩行者空間の確保や、海・港と街が一体となった良好な景観の形成、調和のとれた市街地環境の形成を図ることを目標とする。</p>
	<p>土地利用の方針</p> <p>各種コンベンションが効果的に開催できる交流拠点用地にふさわしい土地利用を誘導する。</p> <p>地区内の施設は、マリンメッセ福岡等の既存コンベンション関連施設及び博多港国際ターミナル等の港湾施設と連携し、適切に配置する。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p> <p>国際交流拠点にふさわしいまちなみの形成を図るため、次の方針に基づき、建築物等の整備を行う。</p> <p>(1)海の玄関口にふさわしい機能、施設内容や外観を有する建築物の立地を誘導するため、建築物等の用途の制限を定める。</p> <p>(2)公共空間である道路や緑地と建築物の敷地とが有機的に調和した良好な街区の形成を誘導するため、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限並びに形態及び意匠の制限を定める。</p>

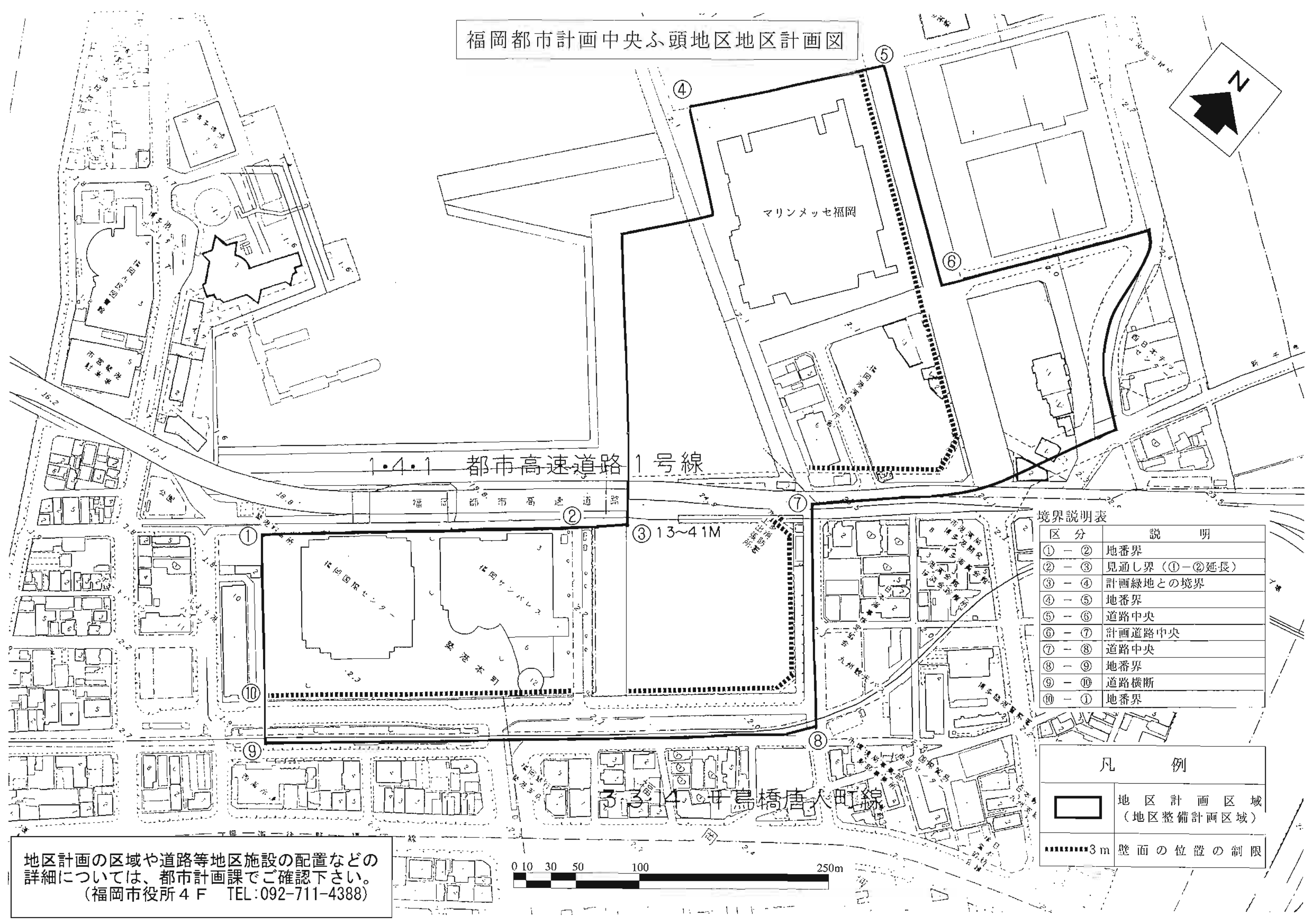
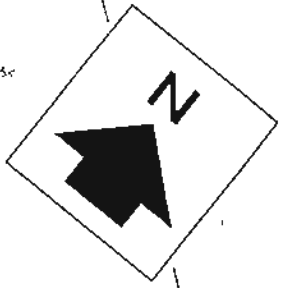
地区建築物整備に關する計画事項	建築物等の用途の制限	<p>建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)会議場、展示場、ホテルその他これらに類するもの</p> <p>(2)上記以外の建築物で地区計画の方針に適合し、かつコンベンション機能の増進を図る上で有効なもの</p> <p>(3)中央ふ頭の再開発を推進する上で、港湾機能上必要な建築物（ただし、都市高速道路1号線以北（高架下を含む）に限る。）</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	500㎡ ただし、中央ふ頭の再開発を推進する上で、港湾機能上必要な建築物の敷地については、この限りでない。
	壁面の位置の制限	<p>計画図に示す位置においては、道路境界線から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に附属する門若しくはへいまでの距離の最低限度は、3mとする。ただし、歩行者の利便に供する施設は、この限りでない。</p>
建築物等の形態及び意匠の制限	<p>(1)建築物の屋根及び外壁又はこれに代わる柱の形態、意匠及び色彩は、周囲の環境に調和したものとする。</p> <p>(2)屋外広告物は、過大とならず周囲の環境と調和するよう色彩、大きさ及び設置場所に留意し、美観及び風致を損なわないものとする。</p> <p>(3)高架水槽等の屋外設置物及び工作物は、露出面積を少なくする等景観に配慮するものとする。</p>	

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理 由

当地区は、コンベンション関連施設の立地が予定される地区であり、施設の立地を適切に誘導し、良好な市街地の形成を図るため、本案のとおり決定するものである。

福岡都市計画中央ふ頭地区地区計画図



境界説明表

区分	説明
① - ②	地番界
② - ③	見通し界 (①-②延長)
③ - ④	計画緑地との境界
④ - ⑤	地番界
⑤ - ⑥	道路中央
⑥ - ⑦	計画道路中央
⑦ - ⑧	道路中央
⑧ - ⑨	地番界
⑨ - ⑩	道路横断
⑩ - ①	地番界

凡例

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	3m 壁面の位置の制限

地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの詳細については、都市計画課でご確認下さい。
(福岡市役所 4 F TEL:092-711-4388)

